

筑邦銀行カードローン取扱規定

筑邦銀行

第1条（カードの発行）

株式会社筑邦銀行（以下「当行」という）は「筑邦銀行カードローン」（以下「本カードローン」という）ローン規定（以下「ローン規定」という）に定められた取引に使用するカード（以下「カード」という）を発行し、本カードローン契約者本人（以下「本人」という）に貸与するものとします。

第2条（カード利用）

カードは、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行ならびに当行がオンライン現金自動預入支払機（以下「預入支払機」という）の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関（以下「入金提携先」）の預入支払機を使用してローン規定に基づく取引専用の当座勘定（以下「当座勘定」という）に入金する場合。
- (2) 当行ならびに当行がオンライン現金自動支払の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関（以下「出金提携先」という）の現金自動支払機（預入支払機を含む、以下「支払機」）を使用してローン規定に基づく当座勘定から出金する場合。

第3条（預入支払機による入金）

- (1) 当行の預入支払機を使用して当座勘定に入金する場合には、預入支払機の画面表示等の操作手順にしたがって、預入支払機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 当行の預入支払機による1回あたりの入金は、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 入金提携先の預入支払機を利用する場合は入金提携先の定めた範囲内とします。

第4条（支払機による出金）

- (1) 当行の支払機を使用して当座勘定から出金する場合には、支払機の画面表示等の操作手順にしたがって、

支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。

- (2) 当行の支払機による出金は、1千円単位とし、1回あたりの出金は、当行所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの出金は当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 出金提携先の支払機を利用する場合は、当該出金提携先の定めた範囲内でのみ支払機を利用することができます。

第5条（自動機利用手数料）

- (1) 支払機を使用して出金をする場合には、当行および出金提携先所定の支払機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」という）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、出金時に当座貸越借入請求書なしで当座勘定より自動的に引落とします。なお、出金提携先の自動機利用手数料は、当行から出金提携先に支払います。

第6条（支払機故障時

および支払機未設置店での取扱い

- (1) 停電、故障等により、支払機が停止し、その取扱いができるないとき、または取扱いに必要な設備、機器に障害が生じた場合は、一時的にカードの使用もしくは当座勘定からの出金を停止することがあります。
- (2) 支払機のみの故障の場合は、窓口営業時間内に限り当行本支店の窓口でカードにより当座勘定からの出金をすることができます。なお、出金提携先の窓口ではこの取扱いはしません。
- (3) 当行の支払機未設置店でのお取扱いについても前項と同様とします。

第7条（届出事項の変更）

住所、氏名、電話番号等の届出事項に変更があったとき

は、直ちに本人から書面または当行所定の方法により当行に届け出してください。

第8条（カード・暗証の管理、カード紛失・盗難、

カードの再発行など）

- (1) 当行は、支払機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ、出金を行います。この場合、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があつても、そのために生じた損害については、第9条および第10条に定める場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。なお、当行の支払機を使用してお届けの暗証を変更することもできます。この場合は前条による当行への届出は不要とします。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知して下さい。この通知を受けたときは、直ちにカードによる出金の停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。
- (4) 盗難、紛失等によりカードを再発行する場合は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

第9条（偽造カード等による当座勘定からの出金等）

偽造または変造カードによる当座勘定からの出金については、本人の故意による場合または当該当座勘定からの出金について当行が善意かつ無過失であつて本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類

を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

第10条（盗難カードによる当座勘定からの出金等）

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた当座勘定からの出金については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該当座勘定からの出金にかかる損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額の補填を請求することができます。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該当座勘定からの出金が本人の故意による場合を除き、当行は当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた当座勘定からの出金にかかる損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額(以下「補填対象額」という)を補填するものとします。ただし、当該当座勘定からの出金が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補填対象額の4分の3に相当する金額を補填するものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難カードを用いて行われた不正な当座勘定からの出金が最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補填責任を負いません。
- ①当該出金が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合。

- A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など)によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随してカードが盗取された場合

他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月改定)

第11条（支払機への誤入力など）

当行の支払機の使用に際し、金額等の誤操作により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、出金提携先の支払機を使用した場合の当行および出金提携先の責任についても同様とします。

第12条（譲渡、質入れの禁止）

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第13条（解約等）

- (1) この取引の解約または終了に際してはカードを口座開設店に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求があり次第直ちにカードを口座開設店に返却ください。

第14条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、ローン規定により取り扱います。

第15条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その